

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第13号

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和55年常滑市条例第31号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（保育料等の減免）</u> <u>第 9 条 市長は、特別の事情があると認めるときは、前</u> <u>条第 1 項若しくは第 2 項の規定により徴収する保育料</u> <u>又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により徴収する</u> <u>使用料を減免することができる。</u>	
<u>第10条</u> 略	<u>第 9 条</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。